食品の健康保持増進の効果等についての虚偽誇大広告等の表示の禁止

食品として販売されている物※について、その健康の保持増進の効果等に関し広告、表示をする場合、「著しく事実に相違する」又は「著しく人を誤認させる」ような表示をしてはいけません。
健康増進法の規制の対象となります。
（健康増進法第65条　平成15年8月29日施行、平成30年7月25日一部改正）

※無承認無許可医薬品や明らかに薬事法の適用対象とならない生鮮食品等であっても販売段階で食品として扱われるものはすべて規制の対象となります。



（参考）・食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）について（以下：指針）
【平成15年8月29日付薬食発第0829007号　一部改正　令和2年4月1日付け消表対第431号】
・食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）に係る留意事項について（以下：留意事項）
【平成15年8月29日付食安基発第0829001号・食安監発第0829005号　一部改正　令和2年4月1日付け消表対第433号】
・いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について
【平成25年12月24日　一部改定 平成27 年1月13 日　消費者庁】

法律の趣旨は？

食品として販売されるものに、実証されていないにもかかわらず健康の保持増進の効果等を期待させる虚偽または誇大な広告がインターネット等様々な媒体に数多く掲載されています。そこで、虚偽誇大な広告等がなされた健康食品に頼ることによって適切な診療機会を逸してしまうといったことがないように、広告等の表示の適正化を図り、消費者への適切な情報の提供を図ることを目的としています。（指針第１の１）

法律の内容（健康増進法第６５条、第６６条関係）

食品として販売される物について、その健康の保持増進の効果等に関し、「著しく事実に相違する」、「著しく人を誤認させる」ような広告等は健康増進法違反となります。

違反かどうかの判断は？

広告と判断されるか
①顧客を誘引する（顧客の購入意欲を高める）意図が明確である
②特定の食品の商品名等が明らかにされている
③一般人が認知できる状態にある
⇒p3参照

いいえ → 違反とはいえない

はい ↓

健康保持増進効果等に該当するか
①健康の保持増進効果
②内閣府令で定める事項
③間接的な健康保持増進効果
⇒p4参照

いいえ → 違反とはいえない

はい ↓

「著しく事実に相違する」「著しく人を誤認させる」表示であるか
⇒p5～7参照

いいえ → 違反とはいえない

はい ↓

違 反

指導しても改善されない場合

国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがある場合、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の**勧告**（消費者庁長官、各地方厚生局長、都道府県知事）

↓

正当な理由がなく、勧告に係る措置をとらなかった場合、その者に対し当該広告に係る措置をとるべきことを**命令**（消費者庁長官、各地方厚生局長、都道府県知事）

↓

命令に従わなかった場合、**罰則**を適用
（6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金）

法規制の対象は？

対 象 者

広告の掲載を依頼し、販売促進その他の利益を受ける当該食品製造業者又は販売業者はもちろんのこと、広告依頼者から依頼を受けて「広告その他の表示」を掲載する新聞、雑誌、テレビ、出版等の業務に携わる者も虚偽誇大なものであることが容易に予見できた場合等特別な事情がある場合は、広告依頼者とともに適用の対象となります。

（指針第2の1、留意事項第1）

対象となる広告等の範囲

販売されているすべての食品の広告その他の表示が対象となります。

（指針第2、留意事項第2）

広告その他の表示とは

（具体例）
ア　商品、容器又は包装による広告等及びこれらに添付した広告等
イ　見本、チラシ、パンフレット、説明書面等
　（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む）
ウ　ポスター、看板、ネオンサイン、アドバルーン、陳列物による広告等
エ　新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写又は電光による広告等
オ　インターネット、パソコン通信等

実質的に広告と判断されるもの

下記の①～③に該当すると消費者が認識できるもの
①顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確にあること。
②特定食品の商品名等が明らかにされていること。
③一般人が認識できる状態であること。

ホームページや書籍でも下記のような場合、広告とみなされ法が適応されます。

例）ホームページ

食品の健康保持増進効果等を記載したページから特定食品の販売ページにアクセスできるようリンクが貼られている。

【規制の適用を受ける対象】リンク設定を要請した食品業者及びホームページ運営者

※参考通知：健康増進法上問題となるインターネット広告表示について（H16.1.5付け食安新発第0105002号）

例）書籍（バイブル本）

がん等の重篤疾病が食品を摂取することで自己治癒できるかのような誇大表示を行う書籍であって、その中に連絡先を記載することで、読者を健康食品の販売に導くもの（連絡先を巻末等に表示する場合のみならず、しおり状の紙片に表示し挟み込み場合を含む。）

【規制の適用を受ける対象】書籍を共同で出版した出版社及び食品販売業者

※参考通知：書籍の体裁をとりながら、実質的に健康食品を販売促進するための誇大広告として機能することが予定されている出版物（いわゆるバイブル本）の健康増進法上の取扱いについて（H16.7.27付け食安発第0727001号）

健康の保持増進効果等の表示に該当するものとは？

次の効果等に対し、「著しく事実に相違する」又は「著しく人を誤認させる」表示をした場合は違反となります。（留意事項第3）

1 健康の保持増進の効果

（1）疾病の治療又は予防を目的とする効果
例）「糖尿病、高血圧、動脈硬化の人に」、「末期がんが治る」、「むし歯にならない」、「肥満の解消」、「SARSを予防する」等

（2）身体の組織機能の増強、増進を主たる目的とする効果
例）「疲労回復」、「強精（強性）強壮」、「体力増強」、「食欲増進」、「老化防止」、「免疫機能の向上」等

医薬品の効能効果に相当する。

（3）特定の保健の用途に適する旨の効果
例）「本品はおなかの調子を整えます」、「この製品は血圧が高めの方に適する」等

（4）栄養成分の効果
例）「カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です」等

特定保健用食品の許可表示、栄養機能食品の機能表示に該当する。

2 内閣府令で定める事項

事実であれば違反ではありません。「含有」とあるのに実際は含まれていないなど虚偽又は誇大な場合は違反となります。

（1）含有する食品又は成分の量
例）「大豆が○○g含まれている」、「カルシウム○○mg配合」等

（2）特定の食品又は成分を含有する旨
例）「プロポリス含有」、「○○抽出エキスを使用しています」等

（3）熱量
例）「カロリーオフ」、「エネルギー0kcal」等

（4）人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪をすこやかに保つことに資する効果
例）「皮膚にうるおいを与えます」、「美しい理想の体形に」等

3 間接的に健康保持増進効果等を表示する場合

間接的な表現であっても、著しく虚偽・誇大な場合は違反となります。

（1）名称又はキャッチフレーズにより表示するもの
例）「スーパーダイエット○○（製品名）」、「○○○（製品名）。ダイエット成功者が続々」、「ガン、糖尿病、肝硬変。○○○（製品名）」等

（2）含有成分の表示及び説明により表示するもの
例）「ダイエットの効果で知られる○○○を××mg配合」等

（3）起源、由来等の説明により表示するもの
例）「○○○という古い自然科学書をみると×××は肥満を予防し、消化を助けるとある。こうした経験が昔から伝えられたが故に食膳に必ず備えられたものである。」等

（4）新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の談話、学説、経験談などを引用又は掲載することにより表示するもの
例）○○　○○　（××県、△△歳）「×××を3ヶ月間毎朝続けて食べたら、○kgやせました！」等

（5）医療・薬事・栄養等、国民の健康の増進に関連する事務を所掌する行政機関（外国政府機関を含む。）や研究機関等により、効果等に関して認められている旨を表示するもの
例）「××国政府許可○○食品」、「○○研究所推薦○○食品」等

どのような表示内容が規制の対象となるの？　（留意事項　第４）

1 事実に相違すること又は人を誤認させることが明らかであると判断できる表示

◆行政機関や研究機関による認証等を取得していると表示しているが、その認証制度が実存しない場合や制度の趣旨とは異なる趣旨により表示することで健康保持増進効果等が認証を受けたものと誤認させる場合

表示例　厚生労働省から輸入許可を受けたダイエット用健康食品です

考え方

食品の輸入に当たって、厚生労働省が個別の許可を行う制度は設けられていない。こうした表示により、厚生労働省がこの健康食品の効果を個別に認証していると認識され、健康の保持増進効果があることが確認されていると誤認される。

◆医師又は歯科医師の診断、治療等によらなければ一般的に治癒が期待できない疾患について、医師又は歯科医師の診断、治療等によることなく治癒できるかのような表現を用いている場合

表示例　医者に行かずともガンが治る！

考え方

通常、ガンのような危篤な疾病※は、医師による診断、治療が必要となるが、こうした表示は、医師による診断治療がなくとも、治癒することができると誤認を与える。

※「医師又は歯科医師の診断若しくは治療によらなければ、治癒が期待できない疾患」とは・・・
ガン、糖尿病、高脂血症、心臓病、肝炎、う歯など、通常医師又は歯科医師の治療を受けなければ保健衛生上重大な結果を招くおそれのある疾病

◆最上級又はこれに類する表現を用いている場合

表示例　最高のダイエット食品

考え方

通常、健康の保持増進効果は、個々人の健康状態や生活習慣等の多くの要因により異なっており、現存する製品の中で最高の効果を発揮することは立証できないため、最上級の表現※を用いる広告等は虚偽表示に該当する。

※最上級の表現とは・・・
「最高」、「絶対」、「最高級」、「日本一」、「抜群」、「無類」等がこれにあたる。製造方法等についても、実際の製造方法等と著しく異なる表現又はその優秀性について著しく誤認させる表現はこれに含まれる。

◆伝聞、他者の表現を通じて健康の保持増進効果等がある可能性を表示している場合

表示例　○○に効くと言われています。

考え方

「××は、○○に効くと言われています。」等伝聞調により表示し、世間の噂・評判・伝承・口コミ・学説等があること等をもって、健康の保持増進効果があることを強調し、又は暗示するものについても、例えば、○○の内容が医師又は歯科医師の判断、治癒等によらなければ一般的に治癒できない疾患に係るものである場合には、当該食品によって当該疾病を治癒することができると誤認を与えることとなるため、誇大表示に該当する。

また、「言われています」という表現を用いることにより「誰が言っているのか」等を敢えて明示せず、曖昧な表現により反証の余地を最小化したとしても、○○の内容が社会通念に照らして事実と認め得ない場合には虚偽表示に該当する。

※学会発表等の学術データを引用するものであっても、その発表の内容が適切な方法により実証されていない等の理由により科学的根拠とされず、虚偽表示に該当することがあります。

2 効果等の証拠等の確認により、事実に相違する又は人を誤認させる表示と確認できる表示

◆広告等する健康保持増進効果等の強調ぶりと、証拠となる事実が適切に対応していない場合

表示例　驚異の食効『○○』！　××病

考え方

学術的な根拠等を一切示さず、体験談や「感謝の手紙」、タレントの推薦等（以下「体験談等」という。）のみのものについて、

- 体験談そのものが存在しないとき
- 体験談、推薦者等が存在しない
- 健康保持増進効果等について不都合な箇所を掲載せず、自己にとって好都合な箇所のみを抜粋して掲載しているとき（例　ダイエット食品に関し、運動しながら当該食品を摂取していた旨の体験談について、運動に係る箇所を掲載しないもの）

等については、虚偽表示又は誇大表示に該当する場合があるものと考えられる。

※体験談の中で、食品の医薬品的効能効果を標榜している場合は薬事法の取締り対象となり得ます。

◆他制度に基づく認証、推薦、特許等が表示されているが、その認証等が健康保持増進効果に係るものでない場合

表示例　ダイエットに効く〇〇茶（特許番号××号）

考え方

表示例のような記載の場合、通常、当該特許が健康保持増進効果等（ここではダイエット効果）に関して認められたものであると認識される。当該特許が健康保持増進効果と関係ない場合や認められた特許表示の内容に相当する健康保持増進効果等が発現しないと認められる場合は、虚偽表示又は誇大表示に該当することが懸念される。

◆「好転反応」に関する表現により、健康保持増進効果等を表示している場合

表示例　〇〇を食べると、3日間位に湿疹が見られる場合がありますが、これは体内の古い毒素などが分解され、一時的に現れるものです。これは体質改善の効果の現れです！そのまま召し上がり続けてください

考え方

湿疹、便秘等の不快症状が出ても、それを「好転反応」と称して効果の証と説明している。

こうした「好転反応」等の表示をもって健康の保持増進効果を表示する場合であっても、例示における「体質改善の効果」が認められない場合は虚偽表示又は誇大表示に該当する事が懸念される。

※「好転反応」に関する表示は、医薬品的な効能効果の標榜に該当するものであり、薬事法上の取締りの対象となる。そもそも、このような表現は、適切な診療機会を失わせる等の保健衛生上の危害が発生する恐れが強く、認められません。

3 有用成分等の分析等により事実に相違する又は人を誤認させる表示であることが確認できる表示

考え方

実際に効果がある有用成分が含まれていても、その量が十分ではなく、健康の保持増進効果が得られない場合などは虚偽、誇大表示に該当します。

※収去し、分析する場合があります。

健康増進法　（平成14年法律第103号）（抄）　（平成30年7月25日一部改正）

（誇大表示の禁止）

第65条　何人も、食品として販売に供するものに関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第3項において「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2　内閣総理大臣は、前項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

（勧告等）

第66条　内閣総理大臣又は都道府県知事は、前条第1項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2　内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3　第61条の規定は、食品として販売に供する物であって健康保持増進効果等についての表示がされたもの（特別用途食品及び第63条第1項の承認を受けた食品を除く。）について準用する。

4　（略）

第71条　第66条第2項の規定に基づく命令に違反したものは、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

■食品表示法について

平成27年4月1日より「食品表示法」が施行され、一般に販売される「一般用加工食品」及び「一般用添加物」について、栄養成分及び熱量（エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量）の表示が令和2年4月1日から義務化されるとともに、「生鮮食品」及び「業務用加工食品」も任意で栄養成分及び熱量を表示する場合は、その基準が定められました。

関係する法律や基準等をご確認ください。

なお、法律や各種ガイドラインについて、宮城県保健福祉部健康推進課ホームページにまとめましたので、ご活用下さい。

（県ホームページURL）　http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/eiyo-hyouji.html



◆健康増進法に基づく表示のお問合せ先

公　所　名		電話番号
仙南保健福祉事務所（仙南保健所）	成人・高齢班	0224－53－3120
仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）	健康づくり支援班	022－363－5503
北部保健福祉事務所（大崎保健所）	健康づくり支援班	0229－87－8010
東部保健福祉事務所（石巻保健所）	健康づくり支援班	0225－94－6124
気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）	成人・高齢班	0226－22－6614
宮城県保健福祉部健康推進課	食育・栄養班	022－211－2637

発行　宮城県保健福祉部健康推進課（令和8年11月）